

## 姫路市新美化センター周辺地域連絡調整会議開催要領

### 1 目的

姫路市新美化センター周辺地域連絡調整会議（以下「調整会議」という。）は、姫路市が計画している新美化センター整備に関わる諸問題について、姫路市と周辺地域住民とが情報を共有し意見を交換することで相互理解を深め、緊密な連携のもとに課題の解決を図るために開催する。

### 2 検討事項

調整会議は、次に掲げる事項について調査、調整及び検討を行う。

- (1)新美化センターの整備に関すること
- (2)新美化センター建設予定地周辺の地域環境対策に関すること
- (3)新美化センター建設予定地周辺の地域活性化に関すること
- (4)調和のとれた地域の街づくりに関すること
- (5)その他、新美化センターの整備を進めるにあたり必要となる事項

### 3 構成員

調整会議は、次に掲げる団体の代表者及び同団体から推薦を受けた者で組織する。

- (1)津田地区連合自治会
  - ア 今在家自治会
  - イ 構自治会
  - ウ 加茂自治会
  - エ 思案橋自治会
- (2)英賀保地区連合自治会
- (3)飾磨橋西地区連合自治会
- (4)飾磨橋東地区連合自治会

#### 4 運営

- (1) 調整会議に座長を置き、津田地区連合自治会長が務める。
- (2) 座長は、調整会議の会務を総理する。
- (3) 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (4) 調整会議は、市長が招集する。
- (5) 座長は、調整会議での検討に必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

#### 5 その他

- (1) 調整会議の庶務は、農林水産環境局環境事業推進室において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。